

## 大船行政センター電話交換機点検仕様書

### (契約の目的)

第1条 受託者は関連諸法規並びに総務省令の端末設備規則の技術基準に常に適合するよう、保守に当たるものとする。

2 定期巡回点検は、3箇月に1回行うものとする。

3 障害発生により、通知を受けたときまたは点検の際に発見したときは、その都度速やかに修理し、運用に支障なきよう適切な処置を行うこと。

### (保守点検の対象)

第2条 受託者が行う保守点検業務は次の各号に掲げるものとする。

(1) 交換機 RM10S 1基

(2) 電話機 18台

D-station32PA 電話機 2台 (多機能電話機/24 ボタンカナディスプレイ/アナログ停電用)

D-station32CC 電話機 2台 (多機能電話機/24 ボタンカナディスプレイ/カールコードレス)

D-station32B2 電話機 8台 (多機能電話機/24 ボタンカナディスプレイ)

Iss-phine20D 6台 (一般電話機)

### (設備の増設及び変更)

第3条 本契約に係る設備等を委託者の使用目的に適合させるために行う機器及び設備等の増設、移転、改造、撤去その他の工事変更に要する費用については、本契約に含めないものとする。

### (保守点検業務の報告)

第4条 受託者は第2条の各号に掲げるものの保守点検業務を行ったときには速やかにその結果を委託者に報告書として提出しなければならない。

### (履行の場所)

第5条 鎌倉市大船二丁目1番26号 大船行政センター